

自主的避難等対象区域の病院について、原発事故後、地域の子供や女性が避難しており、東京電力が直接請求で支払を拒否した期間(平成24年4月1日から平成25年3月末日まで)についても、小児科及び産婦人科の収入の減少には、原発事故との因果関係が認められるとして、逸失利益が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

##### 損害項目

①営業損害（小児科・産婦人科の入院分・外来分にかかる逸失利益）  
99,262,830円

期間：平成24年4月1日から平成25年3月末日まで

②営業損害（追加的費用）

本賠償請求時にかかった実費

1,640円

期間：平成24年11月1日から平成25年4月末日まで

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び損害期間についての損害賠償金として、金99,264,470円の支払義務のあることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 手続費用

本件に関する手続き費用は、各自の負担とする。

### 5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項所定の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。  
平成26年1月31日

（仲介委員 小田修司）